

1 基本方針

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

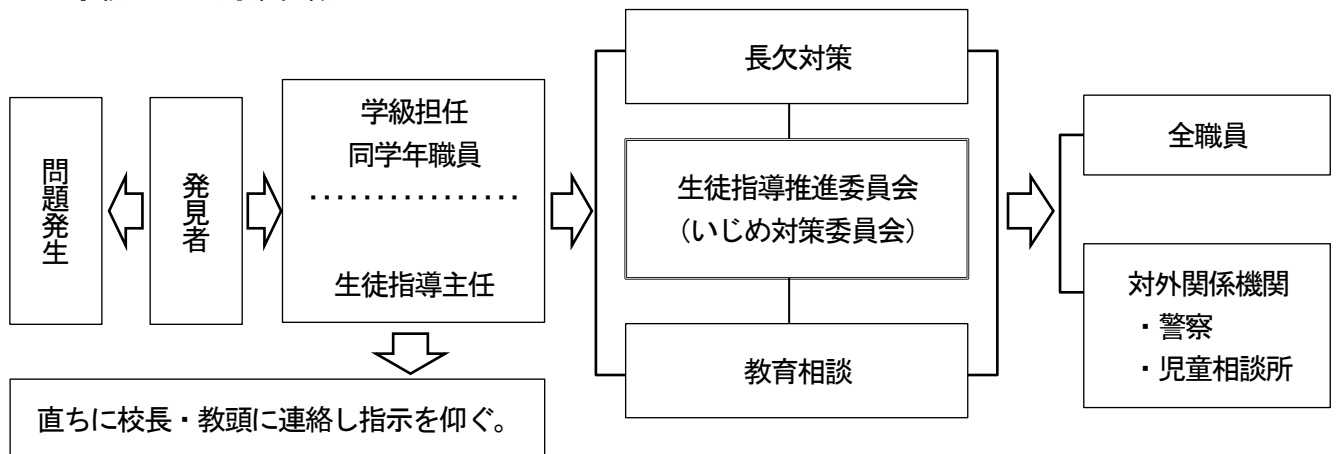
(2) 基本方針

- ① いじめは人として決して許されない行為ではあるものの、いじめほどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
② 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
③ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
④ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(3) 内容

- ① いじめ防止対策などのための組織 (いじめ防止対策推進法 第22条)
② いじめに対する取り組み
ア いじめの防止のための取り組み
イ 早期発見のための取り組み
ウ いじめがあった場合の措置
エ 年間計画作成
③ 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法 第28条)
④ 教育委員会、関係機関との連携

2 学校いじめ対策組織



3 いじめに対する取り組み

(1) いじめ防止のための取り組み

- ① 児童には、いじめは絶対に許されるものではないということについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。保護者や地域に対しては、HPで「学校いじめ防止対策基本方針」を公表するとともに、さらにいじめ防止に対する方針や取り組みの状況も点検・評価する。
- ② 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ③ 生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開や情報モラルの指導を行う。
- ④ 道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- ⑤ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑥ いのちを大切にするキャンペーン等、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑦ 「学校生徒指導会議」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ① 年3回、友達・生活アンケート（いじめの内容含む）を行う。（6月・11月・2月）
- ② アンケート調査を行うとともに教育相談を行う。担任（6月・11月・2月）
- ③ 保護者との面談（7月、12月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ① 学校における相談窓口は、教頭・生徒指導主任・いじめ防止教育担当とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、いじめ防止への取り組みの啓発を行う。

ウ その他

- ・ ①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②保健室前、東昇降口脇の2か所に「悩み相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ③いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ④外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
長生村教育委員会	32-0111

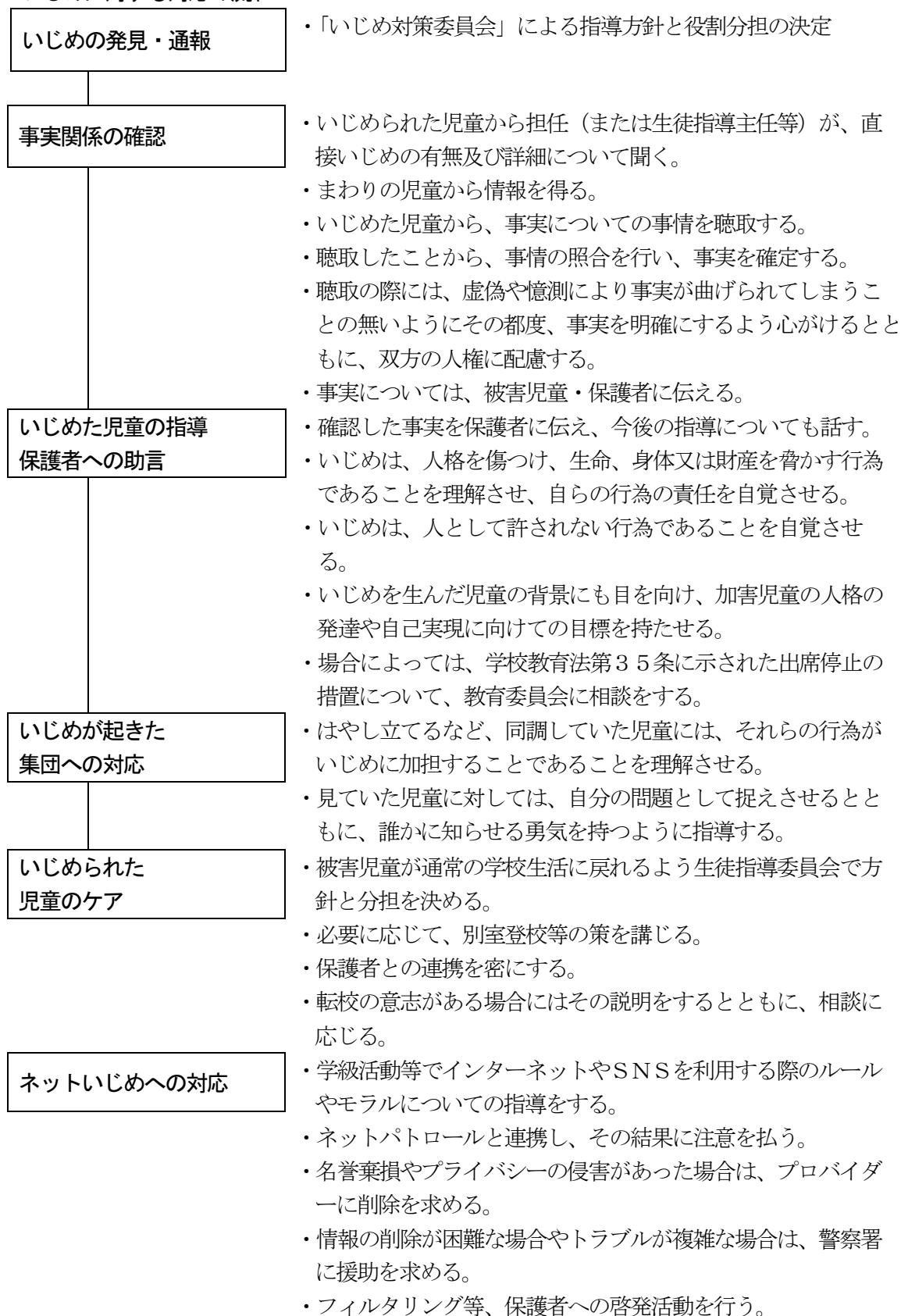
(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。

- ② いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ③ いじめへの対応は、基本的には「生徒指導委員会」を中心とした組織である。
- ④ 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑤ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



- ・職員研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

4 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準 (第 28 条)

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告 (第 30 条)

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 長生村教育委員会

②いじめ対策組織の招集 (第 28 条)

- ・生徒指導委員会を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、児童相談所、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査 (第 28 条)

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、長生村教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウ

セラ一等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。

- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

5 年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 授業参観 1年生を迎える会	第1回学校生徒指導会議 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 総会資料への掲載 相談窓口の周知	教科・領域等年間計画 作成 学級生活のルール作り SOS の出し方教育
5月	5年宿泊校外学習 1・2年イモ苗 植え、校外学習 2年村探検	第2回学校生徒指導会議	
6月	教育相談 4年校外学習	第3回学校生徒指導会議 第1回生活・いじめアンケート・教育相談 いじめゼロ集会	授業参観 八積小いじめゼロ宣言 いじめ防止宣言署名
7月	保護者面談	第4回学校生徒指導会議	八積小いじめゼロ宣言 振り返り
8月	夏季休業		
9月	少年の主張大会 3年校外学習 修学旅行	第5回学校生徒指導会議	
10月	前期終業式 後期始業式 秋季運動会 2年村探検	第6回学校生徒指導会議	
11月	郡市体操記録会 授業参観 1年校外学習 1.2年イモ堀り	第7回学校生徒指導会議 第2回生活・いじめアンケート・教育相談	
12月	マラソン大会 保護者面談 5年校外学習	第8回学校生徒指導会議	八積小いじめゼロ宣言 振り返り
1月	4年校外学習	第9回学校生徒指導会議 学校評価アンケートの実施	
2月	授業参観 学校評価	第10回学校生徒指導会議 学校評価アンケートの公表 第3回生活・いじめアンケート・教育相談	授業参観での道徳公開 ※1月までに1回実施 外部評価（学校評議員・保護者代表）
3月	6年生を送る会 卒業式 修了式	第11回学校生徒指導推進委員会	八積小いじめゼロ宣言 振り返り

※いのちを大切にするキャンペーンなどの取り組みを計画的に行う。